

モデル計画 A：育児をしている社員が多く、いろいろなニーズのある会社

社会福祉法人吉田会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～ 令和4年 3月31日までの 1 年間

2. 内容

目標1：3歳以上の子を養育する労働者に対しても短時間勤務制度が可能であることを周知する。

<対策>

- 令和3年4月～ 社員への申送りを全体会議の場で行う。
- 令和3年度～ 子が3歳を迎える1カ月前に労働者に対して確認を行い短時間労働の提示を行う。